

日本海軍の対米観と政策-一九三六～一九三九年-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 駿台史学会 公開日: 2015-10-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小磯, 隆広 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17552

日本海軍の対米観と政策

一九三六—一九三九年

小磯隆広

要旨 本稿では、日中開戦前夜から、一九三九年七月のアメリカによる日米通商航海条約の廃棄通告直後までの間、日本海軍がどのような対米観を抱き、それに基づいて、どのような対米政策を構想していたのかを検討した。分析に際しては、アメリカが極東政策の中で常々重視していた門戸開放・機会均等主義との関係に着目した。

海軍は、アメリカ内外の情勢についての分析を基にして、対米政策を構想していた。そして、その対米政策の中で常に重視されていたのが、互恵通商主義や門戸開放・機会均等主義への対応であった。海軍は、アメリカが内政上の問題から日中間の問題に介入せず、実質的な対日制裁も実施し得ないであろうと観測していた。しかし、それ故に、また、多くの重要物資をアメリカに依存していたために、アメリカを刺激することなく、関係を維持する必要があった。

そこで、海軍は、門戸開放・機会均等主義の遵守をアメリカ側に表明することによって、対米関係の維持を図ろうとするのである。しかし、こうした海軍の対米政策も、実際には、中国における日本の優越的地位の保持を前提としており、アメリカ側が容認できるものではなかった。また、海軍は、この門戸開放・機会均等主義を利用して、閉鎖的な経済政策をとる南方に進出しようとするのであった。キーワード：門戸開放・機会均等主義、九カ国条約、南方進出

はじめに

本稿の目的は、一九三〇年代後半における日本海軍のアメリカ観と、それに基づく対米政策の一端を明らかにすることである。

日中戦争が始まる約一年前の一九三六年六月、永野修身海相は、左近司政三予備役海軍中將に対して、「海軍は英米とは寧ろ好関係にあるやうに海軍を誘導して、軍の士気の上からいつてもまた訓練の上からいつても、表面は対米作戦とか対英作戦とかやるにしても、実は英米とはなるべく軋轢のないやうに、なるべく提携して行くやうな状態にしたい」としきりに述べた。^①

しかし、イギリスに対しては、一九三六年九月に発生した北海事件の処理をめぐる海軍中央の中には強硬論を唱える者が現れた。その後、反英感情は日中戦争の拡大とともに海軍全体に広まった。^②

それでは、一九三〇年代後半、海軍はアメリカとはどのように向き合っていたのであろうか。麻田貞雄氏の研究では、艦隊派が唱える対米強硬論の浸透や対米軍備拡張という組織的利益の追求が要因となり、海軍は対米強硬策をとり続けたと説明されている。^③ 笠原十九司氏は、麻田氏の論に依拠し、日中戦争初期における海軍の軍事攻勢の背景として、軍備増強を目標とする官僚的態度と対米強硬論の存在を指摘した。^④

こうした見解に対して、森茂樹氏は、海軍は本質的に対米武力行使を任務とする軍事官僚組織であり、その任務は国策の決定よりも

執行にあると、その特性を定義した。その上で、同氏は、防共協定強化問題をめぐり、従来対立ばかりが強調されてきた首脳部と中堅層が、実際には対米関係における自立性の確保、すなわち、対米戦のための有利な態勢を追求するという点で一致していたことを指摘した。^⑤ しかし、困難な対米戦を極力回避するためには、対米政策の策定そのものにも関わらざるを得ないこともあるのではないかという疑問が残る。その点で、森氏は、対米戦のための海軍による態勢づくりを考察したのであって、海軍の対米観や政策そのものを十分に論じたわけではないのである。

相澤淳氏は、一九三〇年代後半、海軍の対英感情が急激に悪化する一方、対米観は穏健化していったことを指摘したが、対米観の実態については、さらなる検討が必要であろう。

また、日米関係史や日中戦争史、政策形成過程分析などの面から、海軍の対米政策に言及した研究もあるが、主な分析対象は陸軍と外務省であり、海軍がどのような情勢判断を基にして対米政策を構想していたかという点については、あまり触れられていない。対象となる時期も一九三九年七月のアメリカによる日米通商航海条約廃棄通告以降であり、それ以前との関係が明確ではない。

以上のように、一九三〇年代後半における海軍の対米政策そのものの、そして、その基礎となる対米観はこれまで十分に検討されてこなかったといえる。しかし、長年アメリカを仮想敵国としてきた海軍の対米観と政策を明らかにすることは、海軍史のみならず、日米

関係史においても極めて重要であると考えられる。

そこで、本稿では、日中開戦前夜から日米通商航海条約廃棄通告直後までの間、海軍がどのような対米観を持ち、それに基づいて、どのような対米政策を構想していたのかを検討する。

その際、門戸開放・機会均等主義との関係に着目して分析を進める。門戸開放・機会均等は、中国の領土保全とともに、一九二二年調印の九カ国条約を支える重要な柱となっていた。その後、日本の中国侵略により、中国の領土保全についての規定は有名無実となったが、門戸開放・機会均等については、欧米、特にアメリカは、これを重視し、日本にその遵守を求め続けた。^⑧

一九三九年夏のことになるが、森島守人駐米大使館参事官は、ハミルトン (Maxwell M. Hamilton) 國務省極東部長から「日米両国間に問題となっているいわゆる懸案」について「アメリカで重要視するところは、主義、原則にもとづく『主要な事項の解決』」であるとの説明を受けている。^⑨このように、門戸開放・機会均等主義をめぐる問題は、日米間の主要案件の一つであった。従って、海軍が門戸開放・機会均等主義をめぐる状況を、どのように認識し、それにかに対応しようとしたのかについて検討することで、海軍の対米政策の一端が明らかになると考えられる。

結論をやや先取りしてしまえば、海軍は、アメリカが内政上の問題から日中間の問題に介入せず、対日制裁も積極的に実施しないであらうと観測していた。しかし、それ故に、また、重要物資をアメ

リカに依存していたために、アメリカを刺激することなく、関係を維持する必要があった。そこで、海軍は、門戸開放・機会均等主義の遵守を掲げることで、安定した対米関係を築こうとするのである。そして、同時に、海軍は、門戸開放・機会均等主義を利用して南方進出を図ろうとするのである。

一 対米観と政策の転換

満州事変勃発後、海軍部内では、ワシントン・ロンドン海軍軍縮条約体制と、それを主導したアメリカに反感を抱く勢力が発言力を持つようになった。その中心が加藤寛治や末次信正である。彼ら反軍縮・対米強硬派は、中国問題をめぐる日米衝突は避けられないとの考えに基づき、軍縮体制からの離脱を強硬に主張した。^⑩

同時に、反軍縮・対米強硬派は、日満・日中提携という立場から、アメリカが唱える門戸開放・機会均等主義に強い不満を抱いていた。一九三四年五月に海軍中央が作成した文書は、アメリカは「東洋方面二対シテハ門戸開放機会均等主義ヲ持シ支那問題ニ関シ帝國ト正面衝突ヲナセル」と述べている。^⑪

しかし、一九三五年十二月、第二次ロンドン海軍軍縮会議の決裂によって、ワシントン・ロンドン両軍縮条約の失効が決定し、軍縮という争点がなくなると、海軍の対米観は柔軟性を回復する。^⑫また、政治的策動を活性化させていた強硬派の将官クラスは、二・二六事件後の人事異動でほぼ一掃された。

より重要なのは、日本経済の英米への依存が高まっている状況を海軍も意識せざるを得なくなったということである。満州事変後、日本の軍拡と重化学工業化が機械や原燃料の輸入を急増させる一方、低為替政策の恩恵でアメリカやイギリス帝国向けの輸出が繊維製品を中心に急増し、輸入に必要な外貨を稼いだ。しかし、輸入増がそれを上回ったため、貿易収支はこの間入超となり、特に鉄鋼や屑鉄、石油、工作機械などの重要物資の多くをアメリカからの輸入に仰いでいた。¹⁵⁾

こうした日本の経済状況を反映して、一九三六年四月頃に海軍中央が作成した「国策要綱」は、対米政策について、軍備に遺憾のないようにし、極東における日本の地位を是認させるとしつつも、「経済的相互依存関係を基調として親善関係の確立に努む」としていた。¹⁶⁾ 経済的な理由に基づく海軍の対米観の穏健化は部外の間にも感じられた。駐日ドイツ海軍武官であったヴェネカー (Paul W. Venacker) によれば、全般的に日本海軍は「日米戦争は狂気の沙汰である。両国は相互に依存しているが、日本の方がよりアメリカに依存している。両国の経済は密接不可分である。例えばアメリカの棉花輸出あるいは日本の生糸輸出が中断した場合、その結果は悲劇的なものになるであろう」との認識を抱いていたという。¹⁷⁾ 中国問題をめぐる日米対立ではなく、両国経済の緊密な関係が説かれるようになったのである。

そして、日本は、外貨を獲得し、その外貨で重要物資を購入でき

る市場を得るために、英米との自由貿易や互恵通商を追求するようになるが、海軍も例外ではなかった。一九三六年九月に海軍中央が作成した「一般政策要綱」は、世界の大勢はブロック経済になりつつあるとして、ブロック経済への適用に備えるべきとしながらも、「外交方策ノ進展ニヨリ為シ得ル限り自由通商互恵通商ノ開拓ニ努ム」とするなど、自由貿易や互恵通商を是としていた。海軍は、これまで批判の対象だった門戸開放・機会均等主義を、自由貿易促進の点から積極的に利用するようになる。¹⁸⁾

一九三〇年代半ば、海軍部内では、陸軍の対ソ戦準備優先論への対抗、重要物資の獲得という点から、蘭領東インド (蘭印) を中心とする外南洋への南進論が盛り上がりを見せた。その結果、一九三六年八月、広田弘毅内閣の時、南北併進を掲げた「国策の基準」が五相会議決定となった。ただし、海軍は、自身が表に出るのではなく、南洋興発株式会社や拓務省を通じての経済進出や移住民を想定していた。¹⁹⁾

しかし、実際の南方進出は必ずしも順調ではなかった。イギリスが保護貿易政策を確立し、インドという大市場を狭められた結果、日本製品は、自由貿易と金本位制を維持していた蘭印に殺到した。ところが、蘭印の総輸入額に占める日本の比率が蘭英独の三国を併せたシェアよりも大きくなったことから、蘭印政府は外国人入国制限令や輸入制限などの保護政策を実施するに至った。また、仏領インドシナ (仏印) も部分的な関税の引き上げや割当制を実施するな

ど対日輸入制限を強化した¹⁹。こうした状況を打開するためにも、海軍は自由貿易主義や門戸開放・機会均等主義を強調するようになる。その一例として、一九三六年八月十日に軍令部出仕の石川信吾が作成した「帝国ノ当面スル国際危局打開策私案」について見てみたい²⁰。この論旨は、日本をめぐる「政略的包囲対勢²¹」を、欧州政局の混乱と日本の軍事力を背景にして、「外交威力ノ發揮」によって打開するというものである。

石川は、以前、アメリカを排除した日満アウタルキーを構想していたが、ここでは、打開策の一つとして、「日満関係ノ根基ニ動揺ヲ来ス危険ナキ範圍ニ於テ」と留保をつけながらも、「満洲国ノ門戸ヲ開放」することを提言するなど、従来の主張をトーンダウンさせている。この時期、アメリカ国内では、満州においてアメリカの銀行や石油会社が排除されていることが取り上げられるなど、日本の対満政策への批判が強まっており、石川としてもそうした状況を考慮せざるを得なかったのであろう。

興味深いのは、九カ国条約と門戸開放・機会均等主義に対する石川の認識である。当時、外務省は九カ国条約を自然消滅に導くことを方針として決めていたが、その最大の理由は、門戸開放・機会均等が英米の「支那市場確保の手段」として使われてきたことにあるとされている²²。

石川も「九カ国条約廃棄ヲ宣言ス」べきと論じているが、その理由は、①極東情勢は条約締結時とは全く異なっている、②「列強集

団ノ力」をもって日本の「生理的膨張」を抑えている、③「門戸開放、機会均等ノ誓約ハ支那ニ依リ蹂躪セラレ条約ノ精神ハ既ニ死滅セリ」、④ソ連の不参加は無意義、というものであった。石川は、外務省と違って、門戸開放・機会均等主義は中国によって「蹂躪」されているとの見解をとっている。

そして、石川は、門戸開放・機会均等主義の適用範囲を中国以外にも「拡充」すべきと論じている。具体的には、満州の門戸を開放する「条件」として、英領、蘭印、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドなどに対して「門戸開放、機会均等」を要求するとともに、「太平洋自由貿易」を提唱している²³。

石川は、九カ国条約の有効性を否定しつつも、その眼目である門戸開放・機会均等主義には理解を示し、その適用範囲の拡大を企図していたのである²⁴。従って、門戸開放・機会均等主義という点で、日本との対立が予想されたのは、アメリカではなく、保護貿易政策をとるイギリスであった。また、イギリスはオランダの後ろ盾とも見られていた²⁵。石川は、「帝国ノ膨張ニ伴ヒ日英両国ノ軋轢激化ハ既ニ避ケ難」いと述べている。

以上のように、海軍は、対米関係の維持と欧米との通商拡大のため、互惠通商主義や門戸開放・機会均等主義を受容するようになったのである。同時に、海軍には、こうした主義・原則が、閉鎖的な経済政策をとる南方地域に日本が進出するのに有効な論理と映ったのである。

二 日中戦争の拡大と対米関係

日中戦争勃発後、日本軍の占領地が拡大するに従い、アメリカは、門戸開放・機会均等主義の遵守をこれまで以上に日本に強く求めるようになる。これに対して、海軍は、門戸開放・機会均等主義の遵守を表明することによって、対米関係を維持しようとする。

盧溝橋事件発生後、日中間の戦鬪が拡大の一途を辿る中、海軍が列国の中でその動向を最も注視したのは、仮想敵国であるアメリカであった。²⁷しかし、アメリカは日中間の争いに介入することには極めて慎重であった。一九三七年七月十二日、中国政府はアメリカ駐在の王正廷大使を通じて、アメリカの仲介を要請したが、ハル(Cordell Hull) 國務長官は時期尚早であるとして、これを拒否した。翌十三日、イギリスがフランスを誘って、共同して仲介に乗り出したい旨をアメリカ政府に申し入れたが、ハルから拒絶された²⁸

十月五日には、ローズヴェルト (Franklin D. Roosevelt) 大統領が、侵略国は伝染病と同様隔離されなければならないとの「隔離演説」を行ったが、中立主義の放棄と反日独共同行動への積極的参加を意味するものと受け止められ、世論と議会の激しい反対に遭い、対日制裁は考慮されていないと弁明せざるを得なくなった。²⁹アメリカ政府は、国内の孤立主義勢力に配慮しなければならなかったのである。

こうしたアメリカ政府の対応は、中国問題をめぐって、海軍に対

米楽観論を抱かせる大きな要因となった。日中戦争勃発直後、海軍中央のある者は「米國トハ、直接利害ノ衝突少ク又日本ハ米國ト戦フモ何等利スル所ナキニアラズヤ」との見解を示している。³⁰また、九月二十日、海軍省は外務省に対して、「今次事変ニ対スル列國ノ動向中米國ハ目下公明正大ナル態度ヲ持シツツアル」と述べている。³¹

さらに、上海戦が息ついた十一月には、各国情報を担当する軍令部第三部も「米國ノ対支援助モ亦上海、南京方面ノ全面的敗戦ト米国内情勢等ニヨリ益々見込薄ノ状態ニ在ル」と観測した。³²海軍は、アメリカが日中間の戦争に介入する可能性は低いと判断した。一方、イギリスについては「利害ノ衝突スルハ寧ろ英國ニシテ日本ハ英國ヲ目標トシテ軍備ヲナスヲ緊要トスルニアラズヤ」と認識された。³³

しかし、「支、英等ハ必死トナリテ同國(アメリカ、筆者注)ノ引入ニ熱中」しているとされるなど、なお予断を許さなかった。³⁴また、海軍は、石油や屑鉄、ニッケル、合金など多くの重要物資をアメリカに依存していた。従って、戦争状態にあると認められた国に対する兵器・弾薬・軍用機材の禁輸のみならず、金融上の取引制限を規定する中立法の発動の口実をアメリカに与えず、厳正中立の立場に止まらせておくことが極めて重要となる。そこで、海軍が考えた方策は、互恵通商主義への賛意や門戸開放・機会均等主義の遵守をアメリカに表明することであった。

八月下旬、軍令部は、蒋介石が中国駐在のジョンソン (Nelson T.

Johnson) アメリカ大使に対して、アメリカによる日中間の仲介を要請するとともに、「重大使命」を帯びた国民政府要人が近く渡米すると告げた、との極秘情報入手した。そのため、横井忠雄軍令部戦争指導班長と小川貫璽軍令部第三部第五課(米州情報担当)長は、「事変中米ヲシテ少クモ自重的態度ヲ持続セシムル」とともに、「(戦争の) 收拾時ニ備ヘテ予メ米國ニ対シ外交工作ヲ施シ置クヲ緊要トス」という点から、対米特派使節の派遣を計画した。その際、「日米国交調整」の鍵を握るとされたのが、アメリカの「最大関心事」である「極東問題、互恵通商問題、比島中立問題」であり、これらの問題について「話合ヲ進ムルコトハ大ニ彼ヲ動カシ得ル可能性アリ」と考えられた³⁵⁾。この使節派遣計画は、その後、外務省との協議を経て、松方幸次郎衆議院議員の渡米として結実する³⁶⁾。

一九三六年後半から翌三七年前半にかけて、アメリカでは、景気回復や各業種の日米間の協定成立により、対日感情が好転し、国務省も互恵通商協定法による日米通商協定実現への積極的意向を示すようになった。ところが、革新指向の強い近衛文麿内閣の成立と日中戦争の勃発によって、互恵通商法締結に向けたアメリカ側の動きは失速した³⁷⁾。しかし、海軍は、互恵通商問題についての交渉を機に、アメリカが日本に対して好意的な態度をとることを依然として期待していたのである。

一方、海軍では、門戸開放・機会均等主義への対応も考えられていた。一九三七年七月十六日、ハルは紛争の平和的解決・内政不干

渉・国際条約尊重・経済的機会均等などを世界に求める声明を發した。恐らくこの声明の影響であろう、九月十七日、軍令部出仕兼海軍省出仕の高木惣吉は、意見書の中で、対米政策として、「領土的野心ノ絶無、在支列國權益ノ尊重、将来機会均等主義ノ嚴守ヲ明示」べきと論じている³⁸⁾。

また、現役の海軍軍人ではないが、野村吉三郎予備役海軍大将もアメリカ人の友人向けメッセージという形で、「支那に於ける門戸開放、機会均等の主義は飽く迄之れを守り、第三國の權益を尊重する者である事は勿論である」と述べている³⁹⁾。海軍は、互恵通商主義や門戸開放・機会均等主義などへの賛意を示すことで、アメリカの対日不信感の払拭、対米関係の維持に努めようとしたのである。

一九三八年に入り、徐州・武漢・広東などの攻略によって、日本軍の占領地は大きく拡大した。しかし、それに伴い、日本の占領地政策に対する英米の批判も強まった。十月六日、グルー (Joseph Patrick Green) 駐日アメリカ大使が、本国政府の訓令に基づき、長文の抗議文を外務省に寄せてきた。中国における日本の行動は、日本自身が尊重すると保証してきた門戸開放・機会均等の趣旨に反するとして多数の具体的事例を挙げ、あらためて強く抗議してきたのである⁴⁰⁾。

これに対して、十一月十八日、有田八郎外相は、日本の軍事行動が中国在住の列国国民に及ぼしている支障は一時的なものに過ぎず、いずれ解消されるはずであると弁解しつつ、アメリカ国民の権

利と利益を差別した事実はないと論じた。その上で、「今や東亜ノ天地ニ於テ新ナル情勢ノ展開シツツアルノ秋ニ当リ事変前ノ事態ニ適用アリタル觀念乃至原則ヲ以テ其ノ儘現在及今後ノ事態ヲ律セントスルコトハ何等当面ノ問題ノ解決ヲ齎ス所以ニ非サルノミナラス又東亜恒久平和ノ確立ニ資スルモノニ非サルコトヲ信スル次第」である^④と述べた。有田は、「事変前ノ事態ニ適用アリタル觀念乃至原則」すなわち門戸開放・機会均等主義の非現実性を初めて正面から指摘し、異議を唱え、その修正を求めたのである^⑤。この有田の対米回答の直前、十一月三日には、近衛首相が東亜新秩序声明を發し、ワシントン体制の否定を強く示唆した。

すでに述べたように、外務省は、一九三六年頃から門戸開放・機会均等主義を眼目とする九カ国条約を自然消滅させる方針を決めていた。その後、一九三八年後半になると、条約局や東亜局では、「英米本位の門戸開放機会均等主義」や九カ国条約を中心とするワシントン体制と、東亜新秩序とは到底両立し得ないとの文書が作成されるなど、門戸開放・機会均等主義を批判する声は一層強まった^⑥。

一方、海軍は、外務省や近衛とはやや異なり、門戸開放・機会均等主義には比較的柔軟な姿勢をとった。その前に、海軍の対米観を確認しておく^⑦と、一九三八年の半ばを過ぎた段階においても、アメリカはイギリスと違い中国問題に介入することはないという樂觀的なものであった。八月二十日、岡敬純海軍省軍務局第一課長など中央の中堅層は、「英は日独伊『ブロック』に対抗する為米国引入れに

努むべきも」、「中立を守りてこそ米は世界の『キャスティングボート』を握り且漁夫の利を占め得る」ので、「米は結局之に應ぜざるべし」と見ていた^⑧。

また、中国で諜報・政治工作を担任していた野村直邦臨時海軍特務部長は、有田の対米回答がなされる直前の十一月十六日、米内光政海相らに対して、「〔アメリカ〕軍当局ノミナラズ一般商社モ皆極メテ慎重ニシテ紛争ニマキ込マレザルコトニ注意」しており、「日米海軍関係モ極メテ良好ナリ」と述べた上で、「〔アメリカは〕東洋ニ対スル大政策ニ関シテハ英ト並行ノ政策ヲ執ル」と総括した^⑨。野村は、中国現地でも日米関係は良好であり、極東政策についてアメリカとイギリスは「並行」、つまり、両国が一致することはないと判断していた。このように、海軍は、対米関係を切迫したものとは捉えておらず、むしろ樂觀的に見ていた。

実際、アメリカがとった行動は、海軍の観測から大きく外れるものではなかった。アメリカは、一九三八年五月から実施された日本海軍による広東爆撃を無差別爆撃と非難し、七月一日、国務省は、航空機や航空機用エンジン、部品、爆弾、魚雷の製造業者とその輸出業者に対して、民間人を殺傷するために使用される地域に向けて製品を送らないよう、書簡で要請した。しかし、この措置は、法律ではなく道義的要請によるもので、「道義的禁輸」といわれた。この決定がなされる際、強硬派は日本を名指しで声明を發するよう主張したが、ハルは日本との対立は極力回避する方針の下、対日非難を

しない立場であったため、ハルの意見を容れ最終的に道義的禁輸に落ち着いたのである。

日本は、この措置により航空機の購入はできなくなったが、航空機を製造する工作機械は従来通りに購入し続けることができた。このように、道義的禁輸はアメリカの大衆の怒りを鎮めたことで主たる目的を達成し、外交よりもむしろ内政上の産物としての一面も有していたのである。⁽⁴⁶⁾

しかし、それ故に、海軍はアメリカを必要以上に刺激することを望まなかった。そこで、海軍は、門戸開放・機会均等主義には柔軟な姿勢をとろうとするのである。米内海相は、八月二十一日、板垣征四郎陸相との会談において、「米國が、現在のところ中国問題に介入しない態度をとっているのは、中国における列國の機會均等・門戸開放を前提としてのことである。もし某々國にしてこの原則をやぶるような行動をあえてしたならば、米國は黙視しないであろう」と述べた。⁽⁴⁷⁾ 米内は、日本が表立って門戸開放・機会均等主義を破れば、アメリカの態度硬化は必至と見ていた。

十月六日のアメリカの抗議に海軍は敏感に反応した。高木惣吉海軍省臨時調査課長は、十一月三日、元老西園寺公望の秘書である原田熊雄に対して、「〔門戸開放・機会均等主義の遵守を〕アメリカが日本政府に要求して来てをることは、軽々に見通すわけには行かん、よほど重大な問題」であり、「海軍はこれを相当に重大視してゐる」と語った。⁽⁴⁸⁾ 先述したように、高木は機会均等主義の「厳守」をアメ

リカに明示すべきと論じたこともあって、アメリカの抗議にも敏感にならざるを得なかったであろう。

さらに、高木の発言を裏付けるように、阿部勝雄軍令部第三部長の日記には「門戸開放機會均等の十月六日ノ U.S.A. Protest ノ回答文ニ対スル會議ヲ開ク。所見ヲ附シ送ル」とあり、⁽⁴⁹⁾ 海軍中央でもこの問題が議論されていたことがわかる。アメリカの抗議に対する海軍中央の方針は史料の制約から定かではないが、米内の発言や野村直邦の「対米政策トシテハ支那ノ門戸閉鎖スルノデハナイコトヲ明カニスル必要アリ」との見解から見て、⁽⁵⁰⁾ 海軍が外務省よりも門戸開放・機会均等主義の重要性を理解していたことは確かであろう。

とはいえ、海軍に中国支配という思惑がなかったわけではない。伝統的に華中と華南を重視してきた海軍は、東亜新秩序の具体的内容を中国について規定した「日支新關係調整方針」（一九三八年十一月三十日御前會議決定）の策定過程において、海南島をはじめとする「南支特定地点」における「軍事上ノ要求監督權」、華中と華南における「特定資源ノ開發ニ付支那側ヨリ便益供与ヲ獲得スル方針」、さらに「日支間、支那沿岸ノ主要海運並ニ揚子江ノ水運ヲ我方勢力下ニ置クコト」の必要性を強く主張した。⁽⁵¹⁾ 海軍の対米方針は、中国における日本の権益確保を前提としつつ、門戸開放・機会均等主義の遵守を標榜するというものだったのである。

以上のように、海軍は、アメリカが内政上の理由から日中戦争に介入してくるとは考えていなかったが、万一の場合の対米戦を回避

するため、また、海軍自身がアメリカに多くの重要物資を依存していたため、アメリカを刺激することを望まなかった。

そこで、海軍は門戸開放・機会均等主義の遵守を掲げることで、対米関係を維持しようとした。海軍は、門戸開放・機会均等主義に對して表立って異議を唱えることには極めて慎重であり、その点、外務省や近衛とはやや立場を異にしていた。しかし、海軍も中国における日本の優位を確立することに吝かではなく、門戸開放・機会均等主義遵守による対米関係の悪化阻止と、日本の権益確保との両立を模索していたといえる。

三 日米通商航海条約廃棄通告への対応

(1) 対米関係の調整

アメリカの対日不信が強まる中、海軍は、門戸開放・機会均等主義の遵守を標榜することで、アメリカとの関係を維持しようとした。この海軍の方針は、アメリカによる日米通商航海条約廃棄通告後も基本的に変わることにはなかった。

東亜新秩序声明と有田の対米回答はアメリカを刺激し、一九三八年十二月十五日、アメリカは中国への二五〇〇万ドルの借款供与に踏み切った。この決定は、従来の道義的非難声明から物質的差別待遇という具体的制裁への転換という意味で画期的なものであった。一九三九年二月七日には、アメリカは対日クレジットの供与を禁止した。^⑤

しかし、それでも海軍の対米楽観論に大きな変化はなかった。四月十五日、大本営海軍部は、「米國ノ対日感情ハ依然不良」としながらも、「経済的圧迫モ徹底的ニハ実施シ得ザル」との判断を示した。そればかりかアメリカからの「資本導入ヲ促進ス」ることさえも期待していた。^⑥

ところが、同じ頃、アメリカ国務省では、新たな対日制裁が検討され始め、日米通商航海条約廃棄や高関税賦課、輸出入禁止などがリストアップされた。

この動きに拍車をかけたのが、欧州情勢の緊迫化であった。五月に英ソ離間・独ソ接近が顕在化し、ポーランドをめぐる英独対立を中心とした欧州戦の勃発は時間の問題と見られた。^⑦そのため、イギリスは欧州情勢への対応に追われ、極東での対日譲歩を余儀なくされた。日本は、これを好機と捉え、日本軍による天津英仏租界封鎖問題をめぐり、七月二十二日、イギリスとの間で、中国の現実の事態に関する一般的諒解を成立させた。

しかし、アメリカは、イギリスの対日譲歩を受けて、七月二十六日に日米通商航海条約の廃棄を日本に通告した。その際、ハルは、条約失効までの六カ月間、日本がいかなる程度に譲歩の兆候を示すか見守るであろうと述べた。つまり、条約の廃棄は直ちに対日禁輸を意味するわけではないが、その合法的権限を保留することで、日本の行動を抑止しようとしたのである。^⑧

廃棄通告は日本にとって唐突であり、そのため通告の理由について

て様々な観測がなされた。八月一日、有田は閣議で、第一にアメリカの在華権益問題解決を企図したものであり、第二に大統領選挙と関連した対内ジエスチュアであると説明した。⁽⁵⁶⁾また、米内も七日、板垣に「米トシテハ将来日本ニ対スル態度ヲ何ウスルト云フ確カナル方針ナク……軽キ警告的ノ処置ト認ム」と述べるなど、アメリカ側の真意を十分理解していなかった。

しかし、現実に通商航海条約が失効し、万一禁輸が行われた場合の見通しについては、極めて悲観的であった。一九三九年度における重要物資のアメリカからの輸入率は、ワナジウム一〇〇%、電気銅九八%、原油九二%、屑鉄九〇%であった。⁽⁵⁷⁾そのため、長年石油問題に携わってきた柳原博光海軍少将(商工省燃料局第二部長)は、事態を重く受け止め、⁽⁵⁸⁾廃棄通告直後、阿部軍令部第三部長と「通商協定問題ヲ話」している。⁽⁵⁹⁾

九月、欧州でいよいよ戦争が始まると、海軍はアメリカの動静を注視した。アメリカは中立を宣言したものの、「盛ニ英仏ヲ助クル」ことが予測されるなど、⁽⁶⁰⁾英米関係の密接化が進みつづであった。

また、極東では、アメリカが英仏に代わって、その存在感を増していた。欧州戦の勃発に際して、阿部信行内閣は、戦争への不介入を宣言するとともに、欧州の交戦国に対して、中国における日本の勢力範囲から軍隊を撤退させるよう勧告した。外国の軍隊撤退後、これに代わり租界そのほかの警備に任ずることになるのは、日本軍であった。⁽⁶¹⁾ハルは、この勧告について、堀内謙介駐米大使に「或ハ

租界ノ行政権ヲモ把握セントスルモノトモ認メラル。恰モ欧米人ヲ支那ヨリ驅逐セントスルガ如キ措置ノ次々ニ執ラル、コトニ対シ米國朝野ハ非常ニ懸念ヲ抱キアリ」と強く抗議した。⁽⁶²⁾

そして、アメリカは、報復を呼ばない程度に日本を抑止すべく、太平洋方面での行動を活発化させる。九月十四日にフィリピンとハワイの航空兵力の増強、二十二日には「重巡戦隊二隊、駆逐戦隊旗艦一隻(司令官座乗)、駆逐聯隊二隊、駆逐母艦一隻、第二航空戦隊の母艦一隻」のハワイ移駐の情報が日本海軍に伝わった。高木海軍省調査課長は、これらの措置を、「日本牽制」を目的とした「露骨なる艦隊の太平洋集中」と見た。⁽⁶³⁾

一方、欧州戦の勃発は日本経済の対米依存をさらに高めることになった。イギリスが、戦時措置として、本国はもとよりその植民地や属領地において嚴重な輸出制限を施行し、また、ドイツより輸出された商品の差押えを行ったからである。このイギリスの措置によつて、日本は、機械資材や重要物資の欧州からの輸入に支障をきたすようになった。⁽⁶⁴⁾そのため、日本は輸入元をアメリカに転換せざるを得なくなった。

こうして、通商関係の維持、対日圧迫の緩和などの思惑が重なり、海軍部内では、対米関係の改善が喫緊の課題として強く意識されるようになる。阿部勝雄の後任の軍令部第三部長である岡敬純が「米ノ態度ヲ之レ以上悪化セシムルコトハ不可ナリト認ム」と述べる程に事態は切迫していたのである。⁽⁶⁵⁾

十月二十日、海軍中央は総合的な対外方針である「欧洲戦争二伴フ当面ノ対外施策」を作成した。⁶⁷それは、当面の重点を日中戦争の処理に置き、第三国に援蔣行為を放棄させ、一方で、努めて第三国との協調関係を進展させる。日本の国防自給圏確立のために南方に経済進出することなどを謳っていた。

そのうち、対米方針は、「日米」両国ノ世界ニ於ケル特殊地位ニ対スル相互的理解尊重並ニ経済的依存性確認ヲ基調トスル友好親善関係ノ確立増進ヲ図ル」とされるなど、海軍のアメリカ重視の姿勢がうかがえる。しかし、対米施策の具体例として挙げられていた、在華權益に対する友好的取扱い、中国におけるアメリカの活動や權益に対する措置についての日本の意向を明示し同調させること、フィリピンとの友好的経済関係の拡充などは、陸軍中央が九月に作成した「欧洲戦争二伴フ当面ノ対外施策」や谷正之外務次官が十月四日に作成した「欧洲戦争二伴フ当面ノ対外施策」とほぼ同じ文言である。⁶⁸従って、この部分は、陸軍案や谷案を基礎にして作成されたと考えられる。

海軍の対米政策の特色が出ているのは、「欧洲戦争二伴フ当面ノ対外施策」と同日に作成された「対米外交施策案」である。⁶⁹それは、「欧洲戦争二伴フ当面ノ対外施策」海軍案とほぼ同じ内容の対米方針を冒頭に掲げた上で、「日米国交ノ全面的調整」を図るために「日米東京会谈」を速やかに開催し、中国問題をめぐる両国関係を汪兆銘政権樹立までに調整するとしていた。

その後具体的な対米施策が挙げられていたが、ここでは、やはり互恵通商主義や門戸開放・機会均等主義が謳われていた。まず、「新日米通商航海条約ノ締結」として「互恵主義ニ基ク新条約ノ締結ヲ希望スルモ已ムヲ得ザレバ暫定的ニシテ且互恵差別ノ明記ナキ概括的ノモノニテ忍ブ」としていた。「九ヶ国条約処理」としては、汪政権樹立後に同条約の「再検討」を提案するとし、当分はこの問題に触れないことが得策であるとしていた。

その一方、「帝国ハ支那ノミナラス亜細亜全地域ニ於ケル門戸開放機会均等政策ノ実現ヲ期待スル」としていた。海軍は、九ヶ国条約を「事実上空文同様」と見なして、その効力を否定しつつも、条約の眼目である門戸開放・機会均等主義には賛意を示し、その適用地域の拡大を図ろうとしたのである。次節で詳述するように、それは南方進出を見据えての対応でもあった。

また、作戦上の理由により列国船舶の航行が禁止されていた揚子江と珠江を制限・留保付きで開放し、「日米経済提携補助」に利用するとしていた。そのほか、中国におけるアメリカ企業の活動に対する制限の撤廃や緩和、「在支米権益被害賠償」、「排外運動」の「禁止」、「米人ノ对支文化事業ニ対スル制限緩和」などがあった。なお、英米関係については、これまでの可分論は姿を消し、「不可分関係ニ鑑ミ作為的親米疎英策ハ採ラザル」とされた。「対米外交施策案」は吉田善吾海相の閣了後に外務省に提示された。

この「対米外交施策案」からは、次の二点を指摘できる。まず、

海軍が汪政権樹立を既定の事実とし、それまでに対米関係の修復を図ろうとしたことである。海軍は重慶国民政府との直接和平に強く反対し、汪工作を支持していたが、汪工作と対米関係修復との間に矛盾を感じなかったのだろうか。

汪工作と対米関係調整との関係について、グルーは十一月二十七日にハルに興味深い報告を送っている。その報告によれば、日本政府は、「同政権〔汪政権〕勢力下の広範囲の地域内にはアメリカの重要な権益や多数のアメリカ政府公館があり、さらに、海関や通貨等に関係して生起せざるを得ない諸問題に対し、アメリカ政府が同政権とある種の実効的取決めを結ぶに至るであろう」との「希望」を抱いているというのである。⁽²¹⁾ アメリカが汪政権を中国の中央政府として認めることはないとしても、自国の権益や財産を守るためには汪政権と何らかの了解を遂げざるを得ないだろうとの観測が、海軍にもあったと考えられる。⁽²²⁾

二点目に、アメリカに対して、互恵通商主義に基づく新条約の締結や門戸開放・機会均等主義の適用地域の拡大を求めていることである。そして、そこでは、九カ国条約と門戸開放・機会均等主義との切り離しが必要とされたのである。

この点について、グルーは、先ほどの報告の中で、日本政府は九カ国条約の締約国中、中国に重要な権益を持たない国まで大同と同等の発言権を持っていることに不満で、英米仏と個別に予備的非公式会談を行い、そこで得られた合意を実現していきたいとの意向を

持っている、と述べている。⁽²³⁾ 海軍も、日本政府と基本的には同じ立場であり、九カ国条約の集団機構的枠組みの解体を最終的には目指していた。同時に海軍は、条約の眼目である門戸開放・機会均等主義には多くを期待していたといえる。⁽²⁴⁾

同時期、外務省でも日米通商航海条約の廃棄通告や欧州戦への対応策が協議されていた。対米関係改善策を検討する対米政策審議委員会と、対米策のみならず各国に対する外交方針を協議する欧州戦対策審議委員会が省内に設置されたが、それらには外務省革新派の課長クラスが参加していた。

彼ら外務省革新派の中には、アメリカと対等の親交関係を築くために駐米大使を召還し日本の毅然とした態度を示してアメリカに反省を促すべきとの意見、アメリカが日本の東亜新秩序建設及び資源取得に挑戦してきた場合は「対米戦を賭す」決意が日本にあることをアメリカ朝野に熟知させるべきとの意見、また、南方については、これを東亜新秩序に包摂し、英仏側の敗北を助長する、場合によっては、タイとの提携を強化して、シンガポール攻略の根拠地とするという過激な意見もあった。⁽²⁵⁾

十一月十五日に外務省欧州戦対策審議委員会が作成した「対外施策方針要綱」は、欧州戦不介入の立場を利用して、日中戦争解決の促進を図るとともに、南方を含む東亜新秩序を建設するとしていたが、全体を通して、外務省革新派の過激な意見は採用されなかった。⁽²⁶⁾ 対米方針は、「少クトモ無条約状態ニ陥ラサルヤウ努ムルト共ニ実

質的ニ我事変処理ニ同調的態度ヲ執ラシムル」ために、中国におけるアメリカの宗教的・文化的施設や経済活動に対する不安を除去するといふものであった。「欧洲戦争ニ伴フ当面ノ對外施策」海軍案や「欧洲戦争ニ伴フ当面ノ對外施策」谷案とそれほど違ひはないといえる。⁽²⁷⁾

同時に、外務省欧州戦対策審議委員会は、対米方針の詳細を定めた「当面ノ対米施策要綱」を作成した。⁽²⁸⁾しかし、「当面ノ対米施策要綱」と、海軍や谷の対米方針との間には明らかに温度差があった。「当面ノ対米施策要綱」の冒頭では、「米國ノ対日強圧態度ノ故ヲ以テ東亞新秩序建設ノ大方針ヲ枉クルコトヲ許サス此ノ限度ニ於テ日米國交ノ調整ヲ図」るとされるなど、新秩序建設が第一義で対米関係修復はその限りで行うことが明示された。

また、汪政権と対米関係調整との関係については、汪政権成立に際して、アメリカが全面的否認態度をとる場合には「日米國交現状打開ヲ期スルノ余地無キニ至ル可キコトヲ適宜了解セシム」とあり、関係調整は汪政権成立後に行われるとの考えを示している。

「懸案ノ解決」では、日本側の措置として、日本軍占領地におけるアメリカ人及びその財産の取扱いに対する注意、空爆に際しての第三国被害の絶無化などが挙がっているが、それらの「前提」として、アメリカが「支那ニ於テ大規模ノ軍事行動ノ行ハレ来レル事実」や「帝國將兵ノ第三國權益尊重ニ対スル誠意及努力」を十分に考慮すべきであり、そうでない限り懸案の解決は難しいとするなど、アメ

リカに中国の現実の事態を認めさせようという性格が強い。⁽²⁹⁾

通商条約問題については、「少クトモ無条約状態ニ陥ラサルコトヲ期」すとしつつも、先の懸案についての交渉が進行しアメリカ側の意向に対する見通しがつき、日米間に横たわる一般問題を取り上げる時機に達した場合に協議を行うとするなど、日米会談の早期開催には極めて慎重である。

そして、アメリカによる経済圧迫を防ぐための方策として、世論指導や宣伝工作によって「強固ナル決意ヲ有スル日本ニ対スル米國ノ經濟圧迫ハ米國ヲ日本トノ戰爭ニ捲込ム危険アルコト」をアメリカ国民に訴えてアメリカ政府を牽制するとしている。このように、「当面ノ対米施策要綱」は、アメリカに東亞新秩序容認を強く求めていることと、対米啓発宣伝を重視していることなどから、外務省革新派の見解を反映していたといえる。

そのため、日米関係の打開を喫緊の課題とする海軍は、「對外施策方針要綱」とともに「当面ノ対米施策要綱」を外務省から提示されると、「当面ノ対米施策要綱」中には「汪政権ノ成立ヲ俟ツテ初メテ実施セラルヘキ個所少カラス」、あるいは、「通商条約問題開談ノ時機」について「優^マ（悠）長^マ（長）ニ過クル」、「開談ニハ速^マ（即）刻取掛ラルヤウ希望ス」などの理由で、同要綱を陸海外三相決定とすることに異を唱えた。⁽³⁰⁾結果、十二月二十八日、「對外施策方針要綱」のみが陸海外三相決定となった。日米國交調整を何よりも急務とする海軍にとって、「当面ノ対米施策要綱」はそのままには受け容れ難い

ものだったのである。

実際の対米施策においても、外務省革新派が主張するようなことは実施されなかった。野村吉三郎外相は、対米関係の改善を最優先課題とし、そのためにはアメリカの要求を一部容れて、在華權益尊重と門戸開放・機会均等主義の遵守を、言葉だけでなく実行で示さなければならぬと主張した。そこで、野村は、排英運動の打ち切り、毀損した英米權益の賠償、揚子江の一部開放に着手しようとしたが、特に門戸開放・機会均等主義と関連して、揚子江開放を重視した⁽⁸¹⁾。野村の対米方針は海軍のそれを基礎にしていたのである⁽⁸²⁾。

しかし、外務省革新派は、野村が着手しようとした揚子江の一部開放に対して「極度の媚態」として、これに強く反対した。外務省革新派は、在華權益の保護尊重はアメリカによる東亞新秩序容認に連動しなければならないと考えていたのである⁽⁸³⁾。野村と海軍は、こうした反対に遭いながらも、十二月八日の興亜院会議で南京以東の下流の開放決定に漕ぎつけた。

その後、野村はグルーとの会談で揚子江の一部開放を通告し、アメリカ側の好意的反応を期待したが、グルーは、本国政府からの覚悟を手交して、中国における通商上の差別待遇や制限を理由に新条約締結を拒否した。これにより、日米通商航海条約は一九四〇年一月二十六日に失効した。野村と海軍による対米関係改善の試みは失敗に終わったのである。

ところが、そもそも海軍の対米政策は大きな問題を孕んでいた。

海軍作成の「対米外交施策案」は、汪政権の樹立を既定の事実としていたが、アメリカにとつて、汪政権樹立は中国での機会均等と公正な取扱いに関するアメリカの権利を侵害するものでしかなかった⁽⁸⁴⁾。

また、揚子江の一部開放についても、海軍や外務省首脳部は、日本の通貨政策への協力や日本による海関の管理を前提としていた⁽⁸⁵⁾。しかし、これらの措置は、門戸開放・機会均等に反するとしてアメリカがこれまで厳しく批判してきたものであった。つまり、海軍が唱えていた門戸開放・機会均等主義とは、中国における通商・産業上の平等の権利を必ずしも全面的に保証するものではなく、あくまで日本の權益確保を前提として、それに抵触しない範囲でアメリカに容認するという、限定的且つ恣意的なものであったのである。

以上のように、海軍は、日米通商航海条約廃棄通告後、対米関係改善を最優先課題と位置づけ、関係改善の一方策として、門戸開放・機会均等主義の遵守をあらためて打ち出した。しかし、海軍にも中国における日本の優越的地位を放棄する意思はなく、その対米関係改善策には自ずと限界があったといえる。

また、九カ国条約への対応という点では、海軍は、同条約の有効性を否定しつつも、対米関係改善のため、南方進出のためにも、門戸開放・機会均等主義には賛同するという矛盾した態度をとらざるを得なかったのである。次節では、この時期の海軍の南進論と門戸開放・機会均等主義との関係について掘り下げる。

(2) 南方への再注目

日中戦争の拡大に伴い、海軍の南進は、東南アジアを直接志向するよりも、広東や海南島など華南を主な対象としていった。しかし、一九三九年に起きた二つの出来事がこれに大きな変更を迫った。

まず、アメリカによる日米通商航海条約の廃棄通告である。これにより対日経済制裁の法的障害となっていた最惠国待遇条項がなくなり、アメリカは九月、ゴムや錫など重要物資を含む二一品目の対日輸出の停止を企業に求め、これらの物資の輸出は事実上停止した。⁸⁶⁾そのため、海軍は、「資源獲得先ヲ米以外ニ転換スルカ又ハ特定第三国經由入手ノ準備ヲ整」えることを模索し始める。⁸⁷⁾

さらに、同じ九月には欧州戦が始まり、英独からの物資の輸入が先細ることが予想された。しかし、同時に、欧州各国は南方の植民地を顧みる余裕がなくなった。こうして、海軍を含めて日本は欧州戦の勃発を南方進出の機会と捉え、南進論は新たな段階に突入する。外務省では、欧州諸国の植民地を担当する欧亜局第三課が具体的な南進政策の立案を進めた。欧亜局第三課が九月十八日に作成した「新状勢ト対南方政策案」は、仏印及びビルマ經由の援蔭ルートを通断し、南方の資源を日本に円滑に供給するとともに、同地域への日本の商品や企業の進出を促して、「自給自足ノ経済体制」を形成すべきと論じている。⁸⁸⁾

個別の政策としては、イギリス、フランス、タイ、オランダ、フィリピンなどに対するものが挙がっていた。そのうち、英領植民地に

対しては、「排日的措置ノ撤廃」を求めるとともに、「通商、営業、企業、移民ニ関スル門戸開放ヲ実行セシム」とあった。フランスやオランダに対しては、「入国規定ノ緩和、新規企業ノ許容、差別的関税ノ撤廃」や「排日的措置ノ撤廃」を求めるとあったが、「門戸開放」という語句は使われていなかった。

海軍部内でも南進論が盛り上がりを見せていた。九月十四日に太平洋協会が開催した蘭印とタイ事情についての講演会には、塩沢幸一軍事参議官や阿部勝雄ら現役海軍将官のほか、野辺田重興予備役海軍中将、向田金一予備役海軍少将、植松練磨予備役海軍少将、荒木貞亮予備役海軍少将、甘利恒雄予備役海軍少将、岡田倅一予備役海軍少将ら「沢山」の予備役海軍将官が出席した。⁸⁹⁾

こうした状況の中、海軍中央は、外務省欧亜局第三課の「新状勢ト対南方政策案」を修正し、「新状勢ニ応ズル当面ノ対南方政策案(海軍修正案)」を作成するなど、南方政策の立案に積極的に関与した。⁹⁰⁾それは、全体としては欧亜局第三課案と同じく南方との通商関係の強化を目指すものであったが、同地域の門戸開放をより推し進めていた。まず、方針として、「関係国ヲシテ南洋各方面ノ門戸ヲ開放セシメ」て、邦人の進出を促し、資源獲得と市場拡大に努め、「南洋ヲシテ帝国経済自給圏ノ一環」とすることが掲げられた。個別の政策では、「門戸開放ヲ実行セシム」との語句が対英対策のほか対仏政策と対蘭印政策にも盛り込まれた。

さらに、石油の一大産出地である蘭印については、「日蘭協同ノ経

済開発並ニ経済的相互依存関係ノ確立」に努め、要すれば「蘭印一部ノ買収乃至租借ヲ交渉ス」と、権益の獲得を含む生産拠点への進出まで視野に入れていた。

とはいえ、南進構想をめぐる、海軍と外務省欧亜局第三課との間にそれほど差はなく、海軍省軍務局長となった阿部勝雄は、石沢豊欧亜局第三課長が唱える「南洋政策」に「大ニ賛成」していた⁹¹。先述したように、海軍作成の「対米外交施策案」には、「帝国ハ支那ノミナラズ亜細亜全地域ニ於ケル門戸開放機会均等政策ノ実現ヲ期待スル」とあつたが、その主張が対南方政策でも強調されたのである。

外務省欧州戦対策審議委員会は、十一月十五日に「欧洲新情勢ニ対応スル南方政策」を作成したが、それには海軍側の意見がほぼ盛り込まれていた⁹²。「欧洲新情勢ニ対応スル南方政策」は、「当面ノ対米施策要綱」と同様に陸海外三相決定とはならなかったが、南進政策の基本的なアウトラインを示すものであり、外務省はこれに沿いながら、十一月にオランダに対して対日制限撤廃についての交渉を提案するなど、具体的な政策を形成していくのである⁹³。

おわりに

海軍は、アメリカ内外についての情勢判断を基にして、対米政策を構想していた。そして、その対米政策の中で常に重視されたのが、互恵通商主義や門戸開放・機会均等主義への対応であつた。

反軍縮・対米強硬派の影響力が大きかった一九三〇年代前半、海

軍は、門戸開放・機会均等主義を、アメリカによる対日抑制手段として、これを非難していた。しかし、一九三〇年代半ば以降、強硬派の失墜や軍縮条約の失効、日本経済の対米依存などにより、海軍の対米観は柔軟性を回復し、アメリカとの関係強化が意識されるようになった。その過程で、海軍は、欧米との自由貿易を拡大させるために、門戸開放・機会均等主義を受け容れていった。同時に、海軍は、門戸開放・機会均等主義が、閉鎖的な経済政策をとる南方に日本が進出するに際して役立つと考えたのであつた。

日中戦争が始まって、海軍は、国内に孤立主義者を多く抱えるアメリカが戦争に介入してくるとは考えなかつた。しかし、中国やイギリスのアメリカへの働きかけは活発であつた。また、万一の場合の対米戦を回避するためにも、アメリカから引続き重要物資を手するためにも、アメリカを厳正中立の立場に止まらせる必要があつた。

そこで、海軍が考えたのは、互恵通商主義への賛意や門戸開放・機会均等主義の遵守の意向をアメリカ側に示すことで、アメリカの対日感情の悪化を防ぐことであつた。海軍は、門戸開放・機会均等主義に公然と異議を唱えれば、アメリカの対日態度の硬化は必至と見ており、その点で、門戸開放・機会均等主義の非現実性を正面から指摘した外務省や近衛よりも、門戸開放・機会均等主義の重要性を理解していたといえる。

アメリカによる日米通商航海条約の廃棄通告に接すると、多くの

重要物資をアメリカに依存していた海軍は事態を憂慮した。加えて、アメリカは欧州情勢に忙殺されていた英仏に代わり、対日牽制の姿勢を強め始めた。そのため、海軍は対米関係改善を喫緊の課題と位置づけ、これに熱意を傾けたが、⁽²⁾でも、重視されたのは、やはり互惠通商主義や門戸開放・機会均等主義への対応であった。海軍は、九カ国条約の有効性を否定しつつも、対米関係改善のため、また、南方進出のため、条約の眼目である門戸開放・機会均等主義には賛意を示したのである。

しかし、海軍は、門戸開放・機会均等主義の遵守を体面上掲げながらも、実際には、中国における日本の優越的地位の確保を目指していた。それは、当然アメリカが容認するところとはならなかった。このように、海軍の対米政策は常に矛盾を内包していたのである。最後に今後の課題を示しておきたい。海軍軍人の間において、門戸開放・機会均等主義の解釈や理解にどのような共通点と相違点があり、それらが海軍全体の見解として、どのように集約されていたのかという点については、十分論することができなかった。この点については稿をあらためて論じたい。

注

(1) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第五卷(岩波書店、一九五一年)九六頁。

(2) 相澤淳『海軍の選択』(中央公論新社、二〇〇二年)第三章及び第四章。小磯隆広「一九三〇年代後半における日本海軍の対米・対英作戦戦略」(『軍事史学』第四九巻第四号、二〇一四年三月)。
(3) 麻田貞雄『両大戦間の日米関係』(東京大学出版会、一九九三年)。Sadao Asada, *From Mahan to Pearl Harbor, The Imperial Japanese Navy and the United States* (Annapolis, MD: Naval Institute Press, 2006)。

(4) 笠原十九司『日中全面戦争と海軍』(青木書店、一九九七年)。

(5) 森茂樹『枢軸外交および南進政策と海軍』(『歴史学研究』第七二七号、一九九九年九月)。

(6) 前掲『海軍の選択』。

(7) 例えば、日本国際政治学会編『太平洋戦争への道』第四卷(朝日新聞社、一九六三年)第二編、細谷千博『両大戦間の日本外交』(岩波書店、一九八八年)第七章、佐道明広『欧州大戦勃発直後における対外政策の模索』(『東京都立大学法学会雑誌』第二九巻第一号、一九八八年七月)、加藤陽子『模索する一九三〇年代』(山川出版社、一九九三年)第三章及び第四章、三谷太一郎『近代日本の戦争と政治』(岩波書店、一九九七年)一五五―一九二頁、服部聡『阿部・米内内閣期における自主外交の展開』(『六甲台論集・法学政治学篇』第四五巻第一号、一九九八年七月)、河西晃祐『帝国日本の拡張と崩壊』(法政大学出版局、二〇一二年)第五章などがある。

(8) 同前『模索する一九三〇年代』、一三三―一五頁。

(9) 森島守人『真珠湾・リスボン・東京』(特装版)(岩波書店、一九八四年)一一―一二頁。

(10) 樋口秀実『日本海軍から見た日中関係史研究』(芙蓉書房、二〇〇二年)一五〇、一七三―一七四頁。

(11) 土井章監修『昭和社會經濟史料集成』第一卷(海軍省資料二)(大

- (12) 東文化大学東洋研究所、一九七八年)一一頁。
 (12) 前掲『日本海軍から見た日中関係史研究』、一八一〜一八二頁。一九三四年八月の時点で知米派の下村正助軍令部第三部第五課(米事情報担当)長は、ワシントン海軍軍縮条約が廃棄されれば日本の対米感情は速やかに改善されるとの見通しを示していた(井上寿一『危機のなかの協調外交』、山川出版社、一九九四年、一五七頁)。また、無条約時代の軍拡については、それが必ずしも日本の対米関係や認識と軌を一にしていたわけではなかったという指摘がある(山田朗『軍備拡張の近代史』、吉川弘文館、一九九七年)。
- (13) 森茂樹『革新外交』と日米開戦(井上寿一編『日本の外交』第一巻、岩波書店、二〇一三年)二四〇〜二四一頁。
- (14) 『現代史資料』八(日中戦争一)(みすず書房、一九六四年)三五五頁。
- (15) John W. M. Chapman (ed. and trans.), *The Price of Admiralty: The War Diary of the German Naval Attaché in Japan, 1939-1943*, Vol.1 (Sussex: Salire Press, 1982), p. xiii.
- (16) 前掲『革新外交』と日米開戦、二四一頁。前掲『模索する一九三〇年代』第一章。一九三四年六月にアメリカで成立した互惠通商協定法は、相互的な関税引き下げと無条件均霑主義によって自由貿易を拡大させることを目的としていた。
- (17) 土井章監修『昭和社會經濟史料集成』第二卷(海軍省資料二)(大東文化大学東洋研究所、一九八〇年)四〇四〜四〇五頁。
- (18) 波多野澄雄『日本海軍と南進政策の展開』(杉山伸也、イアン・ブラウン編『戦間期東南アジアの經濟摩擦』同文館出版、一九九〇年)一四八〜一五〇頁。
- (19) 安達宏昭『戦前期日本と東南アジア』(吉川弘文館、二〇〇二年)四七、九二頁。
- (20) 前掲『昭和社會經濟史料集成』第二卷(海軍省資料二)、二八六〜二九一頁。
- (21) 荒川憲一『戦時經濟体制の構想と展開』(岩波書店、二〇一一年)一九七頁。
- (22) 上山和雄『通商摩擦をめぐる対立と妥協』(上山和雄、阪田安雄編『対立と妥協』第一法規出版、一九九四年)三五頁。
- (23) 戸部良一『外務省革新派』(中央公論新社、二〇一〇年)一三二頁。
- (24) 石川は一九三五年末から翌三六年七月にかけて、華南や南方、欧州を視察したが、その際、南方において日本人に対する「警戒」や「圧迫」、「弾圧」を目的にしたという(石川信吾『真珠湾までの経緯』時事通信社、一九六〇年、一〇八〜一三三頁)。なお、同時期、南洋興発株式会社も「伝統的自由通商主義ヲ一擲」した蘭印政府を批判し、「其ノ蒙ヲ啓キ經濟的門戸開放ノ實現ニ向ヒ凡ユル手段ヲ講ズル必要」があると海軍に提言している(前掲『昭和社會經濟史料集成』第二卷(海軍省資料二)、二二六〜二二八頁)。
- (25) とはいえ、石川は、中国における門戸開放・機会均等主義の全面的な遵守を考えていたわけではなく、あくまで「北支ニ於ケル帝國ノ特殊地位」は「確保」しなければならず、また、中国の統一や資源及び市場の開発を目的とした国際的な「対支借款団ノ組織」についても「日本ノ指導的地歩ヲ確保」することが重要であると述べている。つまり、英米との「自由貿易」を追求しながら、「日中提携」の名の下に中国支配を進めようとしていたといえる(前掲『革新外交』と日米開戦、二四二頁)。
- (26) 前掲『海軍の選択』、一一五頁。
- (27) 野村実『日本海軍の歴史』(吉川弘文館、二〇〇二年)一四六頁。
- (28) 秦郁彦『日中戦争史』(増補版)(河出書房新社、一九七二年)二六四〜二六八頁。

- (29) 庄司潤一郎「アメリカの道義的禁輸」(海軍歴史保存会編『日本海軍史』第四卷、第一法規出版、一九九五年)二〇五頁。
- (30) 土井章監修『昭和社會經濟史料集成』第四卷(海軍省資料四)(大東文化大学東洋研究所、一九八二年)二〇頁。
- (31) 同前、一三四頁。
- (32) 軍令部第三部「支那事変前後処理ニ関スル研究案 其ノ一」(軍令部第一部甲部員「支那事変処理」)。防衛研究所戦史研究センター蔵。
- (33) 前掲『昭和社會經濟史料集成』第四卷(海軍省資料四)、二〇頁。
- (34) 同前、一三四頁。
- (35) 一九三七年八月二十五日付「対米特派使節派遣ニ関シ意見」(前掲「支那事変処理」)。なお、野村直邦軍令部第三部長も横井らの意見に賛成した。
- (36) 高橋勝浩「日中開戦後の日本の対米宣伝政策」(服部龍二ほか編『戦間期の東アジア国際政治』中央大学出版部、二〇〇七年)三九五～四〇二頁。
- (37) 前掲『模索する一九三〇年代』、四〇～四二頁。前掲「通商摩擦をめぐると対立と妥協」、三四頁。
- (38) 前掲『昭和社會經濟史料集成』第四卷(海軍省資料四)、一二二頁。
- (39) 野村吉三郎「米国の友人に与ふ」(『外交時報』第七九三号、一九三七年十二月十五日)二三五頁。
- (40) 前掲『外務省革新派』、一三五頁。
- (41) 外務省編『日本外交年表並主要文書』下(原書房、一九六五年)三九九頁。
- (42) 白井勝美『新版 日中戦争』(中央公論新社、二〇〇〇年)一〇四頁。
- (43) 前掲『外務省革新派』、一三六～一三七頁。
- (44) 『現代史資料』一〇(日中戦争三)(みすず書房、一九六四年)一七五頁。
- (45) 「山本善雄少将業務関係メモ」。防衛研究所戦史研究センター蔵。山本は当時、海軍省軍務局第一課局長。
- (46) 前掲「アメリカの道義的禁輸」、二〇七～二〇八頁。
- (47) 実松讓編『海軍大将米内光政覚書』(光人社、一九七八年)三七頁。
- (48) 原田熊雄述『西園寺公と政局』第七卷(岩波書店、一九五二年)一八九頁。
- (49) 「阿部勝雄日記」、一九三八年十一月十一日の条。国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (50) 前掲「山本善雄少将業務関係メモ」、一九三八年十一月十六日付記事。
- (51) 伊藤隆編『高木惣吉―日記と情報』上(みすず書房、二〇〇〇年)二〇二～二〇四頁。
- (52) 庄司潤一郎「日米通商航海条約の破棄」(前掲『日本海軍史』第四卷、二二五～二二六頁)。
- (53) 前掲「高木惣吉―日記と情報』上、二七三～二七七頁。
- (54) 前掲『模索する一九三〇年代』、一一五～一二七頁。
- (55) 前掲「日米通商航海条約の破棄」、二一九～二二〇頁。
- (56) 前掲『両大戦間の日本外交』、二七八頁。
- (57) 防衛庁防衛研究所戦史部・戦史叢書一〇〇『大本営海軍部大東亞戦争開戦経緯(一)』(朝雲新聞社、一九七九年)三五六頁。
- (58) 上山和雄「日米通商航海条約の廃棄」(前掲『対立と妥協』、三三四頁)。
- (59) 柳原博光『石油の波を想う』(原書房、一九六四年)八五頁。
- (60) 前掲「阿部勝雄日記」、一九三九年七月二十八日の条。
- (61) 同前、一九三九年九月六日の条。
- (62) 前掲『近代日本の戦争と政治』、一六七頁。

- (63) 前掲「山本善雄少将業務関係メモ」、一九三九年九月十二日付記事。
- (64) 高木惣吉「高木惣吉日記」(毎日新聞社、一九八五年)一〇九、一八〇—一九頁。一九三九年九月十四日、九月二十八日の条。
- (65) 佐藤元英「御前会議と対外政略」三(原書房、二〇一二年)二七五頁。
- (66) 前掲「山本善雄少将業務関係メモ」、一九三九年十月十六日付記事。
- (67) 外務省編『日本外交文書 第二次欧州大戦と日本』第二冊上(六一書房、二〇一三年)一九〇—二二頁。
- (68) 同前、一八〇—一九頁。外務省編『日本外交文書 日中戦争』第一冊(六一書房、二〇一一年)五〇二頁。
- (69) 外務省編『日本外交文書 日中戦争』第三冊(六一書房、二〇一一年)二二〇八—二二〇九頁。
- (70) 当時、喜多誠一興亜院華北連絡部長官と北支那方面軍がアメリカ人で燕京大学学長のスチュアート(John Leighton Stuart)を通じて対重慶和平工作を行っていたが、海軍はこれに極めて批判的であった(前掲『日本海軍から見た日中関係史研究』、二六四頁)。
- (71) *Foreign Relations of the United States 1939 Vol.3 The Far East* (以下、FRUSと略記)、1955, p. 601. なお、このグルー発ハル宛電報は軍令部により解読されている(土井章監修『昭和社會経済史料集成』第八巻〈海軍省資料八〉、大東文化大学東洋研究所、一九八四年、六八〇—六八三頁)。
- (72) 一九三九年十月十六日に岡敏純軍令部第三部長は「中央政権(汪政権)樹立ノ暁ニハ米ハ支那ニ対シ注ヲ出ス」と述べている(前掲「山本善雄少将業務関係メモ」)。
- (73) FRUS, p. 601.
- (74) 重光葵駐英大使も九カ国条約に基づく「集団機構」の「排除」を唱えつつも、「[条約の]内容タル門戸開放等ノ主義」には賛同していた
- (前掲『日本外交文書 日中戦争』第三冊、一九四七—一九四九頁)。
- (75) 前掲『外務省革新派』、二〇九—二二二頁。
- (76) 前掲『日本外交文書 日中戦争』第一冊、五二五—五二九頁。前掲「阿部・米内内閣期における自主外交の展開」、二八頁。
- (77) 同前「阿部・米内内閣期における自主外交の展開」、二九頁。前掲「欧州大戦勃発直後における対外政策の模索」、五六八—五六九頁。
- (78) 前掲『日本外交文書 日中戦争』第一冊、五二九—五三二頁。
- (79) 一九三九年八月十三日、外務省革新派が複数加わっていた対米政策審議委員会幹事会は、日米新条約の締結はアメリカ側が「先般英国ノ認メタルカ如ク東亞ニ於ケル大規模ノ戦闘状態ヲ承認シ」さらには、「東亞ノ新秩序建設ノ「プログラム」に同調しない限り難しい」と主張している(細谷千博、佐藤元英編『日米交渉関係調書集成』一、現代史料出版、二〇〇九年、一〇〇頁)。
- (80) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B02030530600「『対外政策方針要綱』並ニ附属『南方政策』及『対米施策要綱』ニ関スル海軍側意嚮」(「支那事変関係一件」第七巻、外務省外交史料館)。先行研究では、「当面ノ対米施策要綱」には海軍の意向が大きく反映していると説明されている(前掲『日本海軍から見た日中関係史研究』、二六一頁)。しかし、本稿で論じたように、日米国交調整の方針やその具体的なプロセスをめぐる、「対米外交施策案」と「当面ノ対米施策要綱」との間には差があり、そのため海軍は「当面ノ対米施策要綱」に難色を示したのである。従って、海軍の意向が「当面ノ対米施策要綱」にそのまま反映していたとは言い難い。
- (81) 前掲「欧州大戦勃発直後における対外政策の模索」、五七一頁。前掲「外務省革新派」、二二五頁。
- (82) 同前「欧州大戦勃発直後における対外政策の模索」、五六一頁。なお、前掲「高木惣吉一日記と情報」上からは、「対米問題ノ容易ナラ

- ザルコト」を憂えていた高木惣吉海軍省調査課長、軍令部出仕の下村正助、そして、横井忠雄軍令部戦争指導班長らが「野村新外相啓蒙」について協議していたことがうかがえる(三七五、三七八頁、一九三九年九月二十三日、十月十三日の条)。
- (83) 前掲『外務省革新派』、一一一六頁。
- (84) 前掲『日本海軍から見た日中関係史研究』、二六七頁。
- (85) 前掲『昭和社會經濟史料集成』第八卷(海軍省資料八)、八一―八二二、八二一―八二六頁。
- (86) 波多野澄雄「日蘭經濟交渉」(前掲『日本海軍史』第四卷)、二二七頁。
- (87) 前掲『日本外交文書 日中戦争』第三冊、一三〇九頁。
- (88) JACAR: B02030530100-1939年九月十八日付外務省欧亜局第三課「新状勢ト対南方政策案」(「支那事変関係一件」第七卷)。なお、外務省欧亜局第三課は九月八日にも「新状勢ト対南方政策案」なる文書を作成している。これを九月十六日の陸海外三省事務協議の結果、修正したものが九月十八日付「新状勢ト対南方政策案」である。
- (89) 前掲「阿部勝雄日記」、一九三九年九月十四日の条。太平洋協会は、太平洋諸問題を調査研究し、その対策を講ずることを目的として、一九三八年五月に設立された。設立時の役員は、会長欠員、副会長は松岡洋右満鉄総裁と永田秀次郎貴族院議員であるが、実質的な主宰者は常務理事の鶴見祐輔衆議院議員であった。協会の収入の大部分は寄付金であり、その主な寄付者は、大日本電力、外務省、海軍省、陸軍省、満鉄本社、住友本社などであった(石塚義夫「太平洋協会について」、『環』第八号、藤原書店、二〇〇二年一月)。
- (90) 「新状勢ニ応ズル当面ノ対南方政策案(海軍修正案)」(「岸幸一コレクション」)、ジェトロ・アジア経済研究所。九月十八日付外務省欧亜局第三課「新状勢ト対南方政策案」に対して海軍省調査課が意見書を付すのは九月二十三日のことである。その後、海軍省軍務局が「新状勢ニ応ズル当面ノ対南方政策案(軍務ニテ修正セルモノ)」を作成し、さらに、これを軍令部との協議の結果、修正したものが「新状勢ニ応ズル当面ノ対南方政策案(海軍修正案)」である(いずれも「岸幸一コレクション」所収)。
- (91) 前掲「阿部勝雄日記」、一九三九年十一月二十八日の条。なお、外務省欧亜局第三課は、「南洋」の地理的範囲を「比島、仏印、タイ国、馬來半島、英領北「ボルネオ」、蘭印、葡領「チモール」、濠洲領「パプア」及濠洲委任統治地域「ニウギニア」としていた(前掲『日本外交文書 第二次欧州大戦と日本』第二冊上、一三三頁)。
- (92) 同前『日本外交文書 第二次欧州大戦と日本』第二冊上、二三―二五頁。すでに十月二十一日付外務省欧亜局第三課「欧洲新情勢ニ対スル南方政策案」には海軍側の意見が盛り込まれている(JACAR: B02030530200十月二十一日付外務省欧亜局第三課「欧洲新情勢ニ対スル南方政策案」)、「支那事変関係一件」第七卷)。この「欧洲新情勢ニ対スル南方政策案」をさらに部分修正したものが十一月十五日付「欧洲新情勢ニ対スル南方政策案」である。
- (93) 前掲『戦前期日本と東南アジア』、一一三―一二四頁。

Views on and Policies toward the United States By the Japanese Imperial Navy from 1936 to 1939

KOISO Takahiro

In the late 1930's the Japanese Imperial Navy developed hostile feeling toward the United Kingdom that maintained the considerable right and interest in China and Southeast Asia. Then, what was the feeling toward the United States, an imaginary enemy at that time? Recent research has made it clear that the Japanese Imperial Navy intended to create conditions that were advantageous for itself to confront with the United States. Yet, the Japanese naval policies toward the United States, views on the U.S. and position in relation to the U.S., on which these policies were based, remains little investigated.

This paper examines what views the Japanese Imperial Navy maintained on the United States and what policies the Navy designed toward it based on the views, from the eve of the opening a war against China in 1936 to July, 1939 when the United States abandoned the Treaty of Commerce and Navigation between the United States and Japan. In the process of the examination, the author has paid particular attention to the open door policy and the principle of equal opportunity of commerce (in all of China), both maintained by the U.S. government.

The Japanese Imperial Navy designed various policies toward the United States based on analyses of the situations inside and outside the U.S. Among these policies, it was the most important for the Japanese Imperial Navy to deal with the open door policy, the principle of equal opportunity of commerce (in all of China), and the idea of reciprocal trades, all maintained by the U.S. government. The navy thought that the U.S. would not interfere in Japanese relationship with China and would not put any sanctions against Japan because of its internal political issues. For this reason, and because Japan depended heavily on the U.S. for important resources, Japan had to maintain good relationship with the U.S. and to avoid irritating it.

To achieve these goals, the Japanese Imperial Navy expressed its policies to the United States to obey and abide the U.S. diplomatic policies of open door and equal opportunities. However, the United States could not tolerate the naval policies toward the U.S. because the prerequisite condition of these Japanese policies was Japan's supremacy over China. In addition, the Japanese Imperial Navy attempted to take advantage of the U.S. open door policy and principle of equal opportunity of commerce (in all of China) to justify Japan's advance into Southeast Asia that maintained closed economic policies.

Keywords: Principle of Open Door and Equal Opportunity, Nine Power Treaty, Japan's advance into Southeast Asia.